

# 人権擁護委員制度は 70周年を迎えました！



法務省赤れんが棟

人権擁護委員制度は、昭和23年7月17日に公布・施行された人権擁護委員令によって誕生し、平成30年で70周年を迎えました。

人権擁護委員は、長年、民間ボランティアとして、弱い立場にある人の心に寄り添い、創意工夫をこらして、地道な活動を積み重ねてきました。

知ってましたか？

## 人権擁護委員はあなたの街にも！

法務局などで行っている  
人権相談で**問題解決**  
のお手伝いをしています



人権擁護委員のき章  
(かたばみをあしらった  
デザインです)

人権の大切さを  
知っていただくために様々  
な活動をしています

「かたばみ」は地を這って広がっていく根強い植物であることから、人権思想が広がっていくようにとの願いが込められています。



人権擁護委員のことが気になったら、裏面をチェック！！

人権擁護委員制度は  
平成30年で  
**70周年!**

# 人権

あなたの街の  
相談パートナー

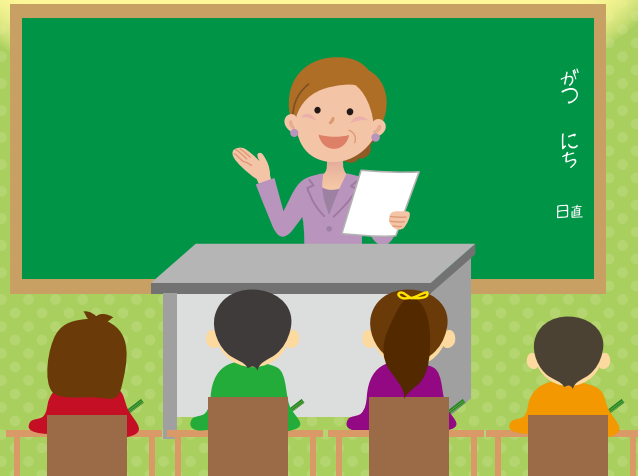
# 擁護委員

例えば...

法務局等において、  
いじめ、差別などの  
人権に関する相談に応じ、  
問題解決のお手伝いをします!



小中学校等において、  
思いやりの大切さなどを伝える  
人権教室を実施しています!



ひとりで悩まず  
ご相談ください。

みんなの人権110番

ゼロ ゼロ みんなの ひゃくとおぼん

 **0570-003-110**

子どもの人権110番 (通話料無料)

ゼロ ゼロ ななの ひゃくとおぼん

 **0120-007-110**

女性の人権ホットライン

ゼロ ナナ ゼロの ハートライン

 **0570-070-810**

法務省人権擁護局ホームページ

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\\_yougoiin-a.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_yougoiin-a.html)



全国人権擁護委員連合会ホームページ

<https://zenrenjinken.org/>

